

「令和6年分扶養親族等 申告書」発送のお知らせ

年金課 年金給付担当

まもなく、「令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」
(以下「扶養親族等申告書」)を、次の方にお送りします。

※令和6年2月～12月にお支払いする年金の源泉徴収税額を計算するためのものです。

扶養親族等申告書をお送りした方

(令和6年12月31日時点の年齢が)

65歳未満の方(昭和35年1月2日以降に生まれた方) …… 108万円以上

65歳以上の方(昭和35年1月1日以前に生まれた方)で

退職共済年金・老齢厚生年金を受給している方 …… 80万円以上

上記以外の年金(退職年金等)を受給している方 …… 158万円以上

(共済組合から支給される
年金の支給年金額合計
(令和5年10月支給時点))

扶養親族等申告書をお送りしていない方

- ・共済組合から支給される年金の支給年金額合計が上記金額未満の方
- ・障害共済(厚生)年金・遺族共済(厚生)年金を受給されている方(非課税のため、提出する必要はありません。)

発送期間：令和5年10月10日(火)～16日(月)

提出期限：令和5年11月10日(金)

提出の 要否

扶養親族等申告書をお送りした方についても、提出不要となる場合があります。以下でご確認ください。

①勤務先で配偶者控除・扶養控除等を受けていますか？

受けている

提出不要

受けていない

②本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当しますか？

該当する

提出が必要

該当しない

③控除対象となる配偶者又は扶養親族がいますか？

いる

提出が必要

いない

提出不要(注)

(注)提出しない場合でも、年金からの源泉徴収税率は同じ(5.105%)です。
詳細は、扶養親族等申告書に同封してある「令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」記入要領をご覧ください。

お問い合わせ先(令和5年10月11日～令和5年12月28日)

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター

☎ 050-3614-5909

月曜日～金曜日(国民の祝日を除く)午前8時30分～午後5時30分

扶養親族等申告書に関するよくある質問

Q1 扶養親族はいません。扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A 1 控除対象となる配偶者や扶養親族がない方でも、本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する場合は、前年と変更がなくても提出が必要です。

Q2 支給年金額が少なく、扶養親族等申告書が届いていないのですが、その後支給停止がなくなり、支給年金額が基準以上になりました。扶養親族等申告書を提出しなくていいですか。

A 2 勤務先で扶養控除等を受けない方で、控除対象となる配偶者や扶養親族がいる方、本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する方は、提出が必要です。申告書を発行しますので、共済組合までご連絡ください。

Q3 印字されている内容に変更ありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A 3 昨年と変更がない場合でも、控除対象となる配偶者又は扶養親族がいる場合や本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する場合は提出が必要です。提出しないと、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除が適用されませんのでご注意ください（勤務先で控除を受けている方は除く。）。

Q4 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の欄に氏名が印字されていませんが、控除は適用されています。配偶者・扶養親族の氏名を記入する必要がありますか。

A 4 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名は、市区町村に報告する「公的年金等支払報告書」にも印字されます。氏名が印字されていないと、住民税の計算の際、控除対象とされない場合がありますので、氏名の印字がない場合は必ず記入してご提出ください。

Q5 介護保険の要介護認定を受けています。障害者控除を受けられますか。

A 5 介護保険の要介護認定を受けているだけでは障害者控除の対象となりません。市区町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、障害の区分、交付年月日等を記入してご提出ください。

Q6 扶養親族等申告書を提出後に変更があった場合はどうすればいいですか。変更内容を伝えれば修正してくれますか。

A 6 提出後に変更があった場合は、共済組合までご連絡いただければ申告書を再発行しますので、変更後の内容を記入し、再提出してください。後から提出されたものが反映されます。

なお、令和5年分の内容について変更する場合は、ご自身で確定申告をしていただき、所得税を精算することになります。

Q7 共済組合の住所と違う宛名の返信用封筒が入っていました(共済組合の電話番号と違うところから電話がありました)が、大丈夫でしょうか。

A 7 前頁に記載のとおり、共済組合の委託した事業者が扶養親族等申告書事務取扱センターを開設し、事務を行っておりますので、安心して申告書のご提出、問い合わせへのご回答をお願いします。

確定申告に必要な令和5年分源泉徴収票は、令和6年1月中旬に送付予定です。
(今回の申告書にご記入いただいた内容が反映されるのは、令和6年分源泉徴収票です。)

扶養親族等申告書に関するよくある質問

Q8 住所又は電話番号を訂正しましたが、共済組合への届出は必要ですか。

A8 扶養親族等申告書で住所又は電話番号を訂正しても、年金受給者の登録情報は反映されませんので、共済組合にも連絡してください。

Q9 なぜ、扶養親族等(源泉控除対象配偶者・扶養親族)のマイナンバーを記載する必要があるのですか。

A9 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)の施行に伴い所得税法施行規則等の改正が行われ、平成28年1月以降に提出する扶養親族等申告書には扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を記載して提出しなければならないとされました。

税務署に提出する法定調書にマイナンバー(個人番号)を記載する必要があるありますので、ご協力をお願いします。

Q10 「扶養親族等申告書」を提出しましたが、届いているかどうか心配です。確認できますか。

A10 扶養親族等申告書事務取扱センター(開設期間:令和5年10月11日(水)から同年12月28日(木)まで)では申告書をバーコード管理していますので、お問合せいただければ届いているかどうかお調べできます。ただし、郵送にかかる日数のほか、届いた後の開封、バーコード読取りにかかる日数を考慮し、ポストに投函してから1週間~10日ほど経ってからお問合せください。

万が一届いていない場合は、申告書を再発行しますので、お手数ですが再度ご提出ください。

お問い合わせ先

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター

☎ 050-3614-5909

〈開設期間〉

令和5年10月11日(水)から同年12月28日(木)まで

〈受付時間〉

月曜日から金曜日(国民の祝日を除く)まで

午前8時30分から午後5時30分まで